試 験 問 題

会社名:
役　職:
氏　名:

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

		解答欄
1.	一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。	×
2.	一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。	○
3.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。	○
4.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出ていない運賃を収受することもできる。	×
5.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	○
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。	○
7.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。	○
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。	○
9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。	○

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運送を開始する日までに安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。	○
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。	○
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
17. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。	×
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。	○
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「旅客自動車運送事業」を表示しなければならない。	×
20. 旅客自動車運送事業運輸規則の目的は、旅客自動車運送事業の合理的な経営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の安定化を図ることである。	×

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、観光ガイドとしてのサービスを希望する場合以外には、車掌を乗務させる義務はない。	×
23. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	×
24. 旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その記録の保存期間は1年である。	○
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。	×
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等事故の状況等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。	×
28. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあっては、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を実施するか若しくは事業用自動車の運転者に携行させなければならない。	×
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から1年間保存しなければならない。	×
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。	×
34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。	×
35. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。	○
36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×
37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的の一つとしている。	○
38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）に「事業用自動車に係る情報」は定めにない。	×
39. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。	○
40. 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○